

原爆症認定制度の抜本改善を求める意見書

広島、長崎で原子爆弾の被害を受け、「被爆者健康手帳」の交付を受けている被爆者は国内に約25万人在住していますが、そのうち「原爆症」と認定されている被爆者はわずか1%にも満たない約2,200人に過ぎません。

このような状況の中、平成15年から全国の被爆者が原爆症の認定を求めて各地の裁判所で集団訴訟を起こしてきました。

提訴から3年が経過した平成18年から大阪、広島、東京など各地の裁判所において、相次いで原告の訴えを認め、国が敗訴する判決が下されましたが、国は控訴するなど認定を拒み続けています。

一方、新たな動きとして、3月に開催された厚生労働省の「原子爆弾被爆者医療分科会」では、爆心地から一定の距離で被爆した人が、がんや白血病など特定の病気を発症していた場合、審査を簡略化して積極的に原爆症と認定することなどを盛り込んだ新基準を決定するなど改善に向けた動きもあります。

これに対し、集団訴訟を起こしている原告は、新基準の下でも一部の原告が認定対象から外れる可能性があるとして、新基準を受け入れず、訴訟を継続するとしています。

高齢化した被爆者の救済は、人道的、社会的見地から一刻の猶予も許されるものではありません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度への早急な改善を図り、被爆者救済について適切な対応をしていくよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月25日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

総務大臣、厚生労働大臣

あて